

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における、昭和44年4月1日の資格喪失に係る記録、同年9月1日に係る資格取得の記録、同年10月1日の資格喪失に係る記録、45年2月16日の資格取得に係る記録、同年3月25日の資格喪失に係る記録、同年8月14日の資格取得に係る記録、同年9月29日の資格喪失に係る記録及び46年11月1日に係る資格取得に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を44年4月から同年8月までは3万6,000円、同年10月から45年1月までは3万9,000円、同年3月から同年7月までは3万9,000円、同年9月から46年10月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和44年10月1日から45年2月16日まで  
③ 昭和45年3月25日から同年8月14日まで  
④ 昭和45年9月29日から46年11月1日まで

昭和43年10月1日から50年9月30日の間、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では所々が抜けている。厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社において、昭和43年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年4月1日に資格を喪失後、同社において、同年9月1日に再度資格を取得し、同年10月1日に資格喪失、45年2月16日に資格取得、同年3月25日に資格喪失、同年8

月 14 日に資格取得、同年 9 月 29 日に資格喪失、46 年 11 月 1 日に資格取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している複数の同僚は、自身も厚生年金保険の記録に空白があるが、この間も継続して勤務し保険料を控除されていた旨の証言をしている。

さらに、申立人と同様に事故処理を担当していた申立人の前任者は、その入社から退職まで厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額の記録から判断し、昭和 44 年 4 月から同年 8 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 45 年 1 月までは 3 万 9,000 円、同年 3 月から同年 7 月までは 3 万 9,000 円、同年 9 月から 46 年 10 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に亡くなっているため、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職し、昭和 62 年 2 月 1 日付けでB協会C事業所に課長待遇で採用された。その際、給与はA社退職時と同水準という採用条件で、月額 30 万円以上もらっていたが、オンライン記録では、私の標準報酬月額が 17 万円となっており、間違っているので正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B協会C事業所に課長待遇で採用され、給与はA社退職時と同水準（月額 30 万円以上）という条件であったと主張しているが、当時の校長や複数の元同僚は「申立人は課長待遇ではなかった。」と証言している上、同協会から提出された「C事業所事務分掌表（昭和 62 年 4 月 1 日現在）」には申立人は事務員として記載されている。

また、事業所が保管する当時の申立人の健康保険被扶養者認定通知書の標準報酬月額欄には、17 万円と記載されていることが確認できる上、元事務担当者は「実際の給与と異なるような標準報酬の届出は行っていない。」と証言している。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 63 年 5 月から A 町役場（現在は、B 市役所）に臨時職員として任用された。事実を証明する資料等はないが、健康保険証を交付された確かな記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市役所からの回答及び昭和 63 年度 A 町職員録から、申立人が A 町役場（現在は、B 市役所）に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該市役所保管の労働者名簿（健康保険・厚生年金保険加入者名簿）には、申立期間に申立人が厚生年金保険の被保険者であったとする記載はない。

また、B 市役所は、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなく、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかったと回答している上、申立人の前任者についても当該労働者名簿には厚生年金保険の被保険者であったとする記載は見当たらない。

さらに、申立人は健康保険証を交付され、B 市の歯科医院に通院したとしているが、当該歯科医院は申立人は父親が加入していた健康保険組合の被扶養者として受診していたと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。